

# 特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きについて

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間は令和6年10月31日までとなっております。引き続き受給者証が必要な場合には、以下の説明をご覧ください、必要な書類をそろえて管轄の保健所に申請をお願いします。

申請は、郵送または窓口にて受け付けますが、混雑緩和のため可能な限り郵送で手続きください。よろしくお願いいたします。

なお、山形市に住民票がある方は、従来通り、村山保健所に申請をお願いします。

## 1 提出期限 令和6年7月31日（水）（必着）

期限まで提出し、審査の結果、引き続き承認となった方については、受給者証を10月中旬から保健所より順次発送します。審査の都合により遅れることもありますのでご了承ください。

なお、期限まで提出されない場合は、受給者証を10月中に発送できないことがあります。

また、10月31日（木）までは更新の手続きが可能ですが、11月以降は新規申請となり、提出書類が異なりますのでご注意ください。

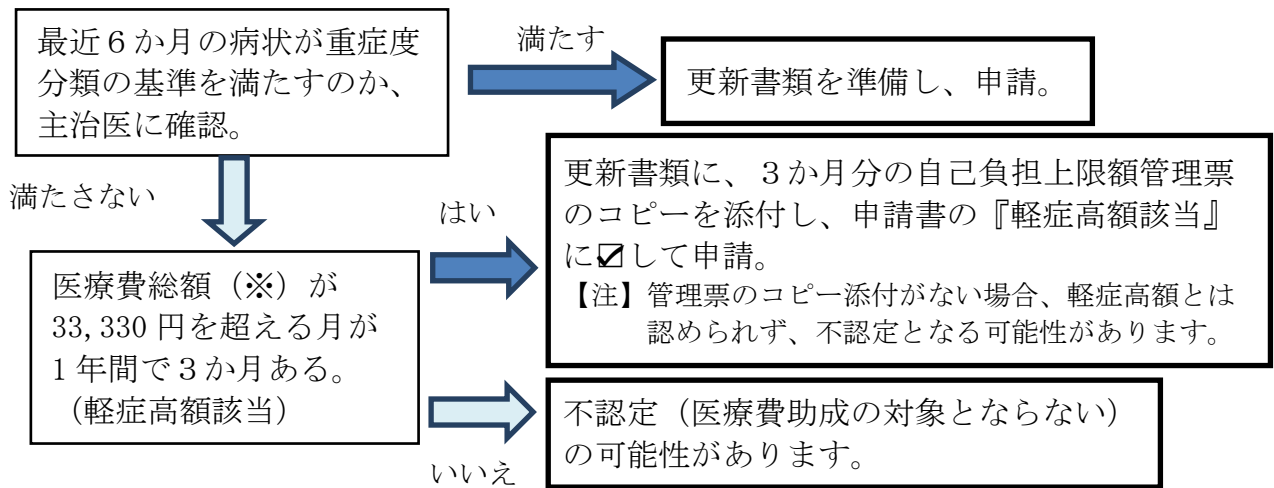
### 《注意事項》

○審査の結果、認定基準を満たさない場合には、不認定となります。

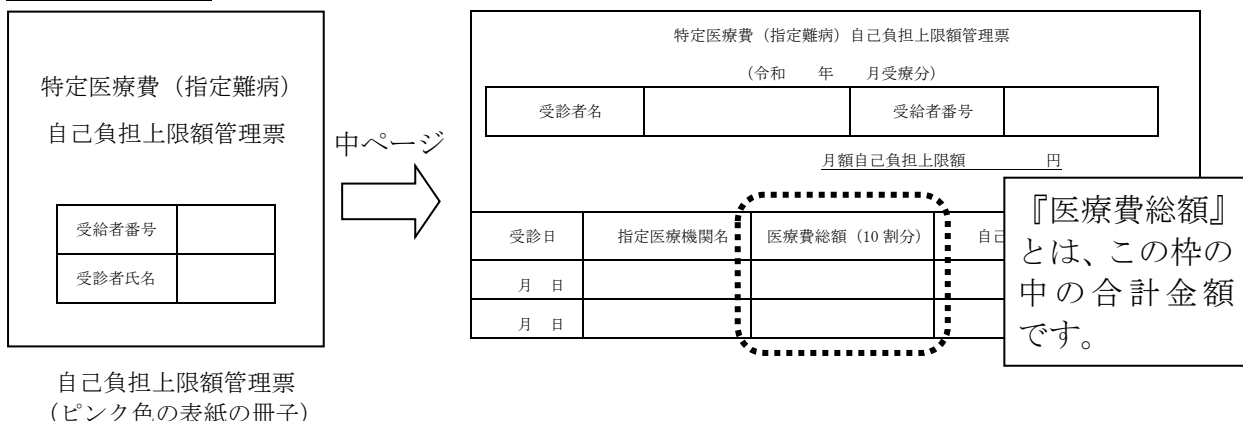
提出書類を準備する前に、基準を満たすか、主治医とよくご相談ください。

○認定基準を満たない場合でも、軽症高額として申請できる場合がありますので、下記フロー図でご確認をお願いします。

○不認定の場合には、「不認定通知書」を送付します。重症度分類の基準を満たさず、不認定となる場合の不認定通知書は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、記載されている指定難病にかかっていることの証明になりますので、この点も考慮の上、更新申請についてご検討ください。



※「医療費総額」とは特定医療費自己負担上限額管理票の「医療費総額（10割分）」欄のことです。



自己負担上限額管理票  
(ピンク色の表紙の冊子)

## 2 提出書類 (★印のある書類は、発行から3か月以内のものに限ります。)

### (1) 全員に必要な書類

☑を入れてながらご確認ください。

チェック	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（裏面もあります。）	ア. あらかじめ印字してある事項について確認してください。間違いや変更がある場合は、二重線を引いて訂正してください。 イ. 申請者欄や委任欄についてご記入ください。 ウ. 世帯員の状況等についてご記入ください。 エ. <b>研究利用の同意欄は記入不要</b> です。
<input type="checkbox"/>	② 指定難病の医療費助成・登録者証の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書	ご記入ください。 上記①申請書の研究利用の同意欄に代わるものです。
<input type="checkbox"/>	③ 医療保険者に対する照会の同意書	ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	④ 連絡票	ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	⑤ 臨床調査個人票（診断書）★	難病指定医又は協力難病指定医である医師に記載を依頼してください。 （記載日から <b>3か月以内のもの</b> ）
<input type="checkbox"/>	⑥ 医療保険証の写し （加入する医療保険により必要書類が異なります。）	ア. 保険証は記号・番号がわかるように写しを取ってください。 イ. 紛失を防ぐため小さく切らないでください。
<input type="checkbox"/>	⑦ <b>令和6年度市町村民税所得課税証明書</b> ★ （加入する医療保険により必要書類が異なります。）	役場で入手できます。各市町村で異なりますが、ほとんどは6月中旬以降に発行されます。

### (1) の⑥医療保険証について

加入する医療保険の種別		必要な書類
後期高齢者医療制度		家族の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分の写し
国民健康保険 （国民健康保険組合を含む）		家族の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分の写し
社会保険 （全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）	受診者が被保険者（※1）の場合	受診者本人分の写し
	受診者が被扶養者の場合	受診者、被保険者分の写し

（※1）被保険者とは、保険証の「被保険者」欄に氏名が書いてある方です。

（１）の⑦市町村民税所得課税証明書について

加入する医療保険の種別		必要な書類
後期高齢者医療制度		家族の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分
国民健康保険 (国民健康保険組合を含む)		家族の中で、受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分(※2)
社会保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)	受診者が被保険者(※1)の場合	受診者本人分のみ
	受診者が被扶養者の場合	被保険者の分 ただし、被保険者が非課税の場合、被保険者と受診者の分

(※2) 中学生以下は、市町村民税所得課税証明書は不要です。

（２）下記に該当する方の必要な書類(★印のある書類は、発行から3か月以内のものに限ります。)

☑を入れながらご確認ください。

チェック	必要な方	提出書類
<input type="checkbox"/>	「 <b>軽症高額</b> 」に該当する方 ( <u>重症度を満たさない場合</u> の認定特例)	・ひと月の「医療費総額」欄の合計が33,330円を超えた自己負担上限額管理票の写し 3か月分 ※更新申請を行う月を含めた12か月分を確認してください。 【例】更新申請を令和6年7月に行う場合 →対象期間は令和5年8月から令和6年7月です。
<input type="checkbox"/>	「 <b>高額かつ長期</b> 」(※3) に該当する方 (自己負担上限額を 軽減する特例)	・ひと月の「医療費総額」欄の合計が5万円を超えた自己負担上限額管理票の写し 6か月分 ※更新申請を行う月を含めた12か月分を確認してください。 【例】更新申請を令和6年7月に行う場合 →対象期間は令和5年8月から令和6年7月です。
<input type="checkbox"/>	常時、人工呼吸器や体外式補助人工心臓などを装着している方	・「人工呼吸器」欄に記載がある臨床調査個人票★ 臨床調査個人票の「人工呼吸器」欄を医師が記入しているか確認してください。記入がない場合は医師にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	住所、医療保険証、同じ医療保険証に加入する世帯員の変更があった方	・ <b>住民票謄本★</b> ※該当する方は、保健所までお問合わせください。別途、変更申請が必要な場合があります。
<input type="checkbox"/>	複数の指定難病で受給者証を持つ方	・ <b>更新が必要な指定難病の臨床調査個人票★</b>
<input type="checkbox"/>	受診者と同じ医療保険に加入し、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者証を持っている家族がいる方	・受診者の他に受給している方の受給者証の写し
<input type="checkbox"/>	障害年金、遺族年金等を受給している方(※4)	非課税世帯で、P4の年金等の合計受給額が80万円以下の場合、公的機関発行書類(写し)を提出してください。

(※3) 高額かつ長期とは、

医療費総額(10割分)が5万円を超える月が年間6回以上ある場合、申請により一般所得Ⅰ・Ⅱ及び上位所得の方の自己負担上限額を軽減する特例です。

(※4) 障害年金、遺族年金等を受給している方

○市町村民税所得課税証明書を提出した方全てが非課税で、かつ受診者（受診者が18歳未満の場合は保護者）の下記①～⑱の収入の該当するものの合計額が80万円/年以下の場合は、該当する収入を証明する公的機関発行書類（写し）を添付してください。

○添付しない場合は、低所得Ⅱ（月額5,000円）で認定されます。ただし、添付をした場合でも、下記①～⑱の該当する収入の合計額に合計所得金額と公的年金等収入を合算した額が80万円を超える場合には、低所得Ⅱ（月額5,000円）で認定されます。

合計所得金額	+	公的年金等収入額	+	下記①～⑱ 合計額	=	80万円以下→低所得Ⅰ（月額2,500円） 80万円超 →低所得Ⅱ（月額5,000円）
--------	---	----------	---	--------------	---	--

年金・手当の種類	提出書類（公的機関発行書類の写し）
① 障害基礎年金	受診者の <b>令和5年度</b> 振込通知書等の写し （令和5年の受給額がわかるもの）
② 遺族基礎年金	
③ 寡婦年金	
④ 障害年金	
⑤ 障害厚生年金	
⑥ 障害手当金	
⑦ 遺族厚生年金	
⑧ 障害一時金	
⑨ 障害共済年金	
⑩ 遺族共済年金	
⑪ 特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの	
⑫ 特別障害給付金	
⑬ 障害補償給付・障害給付	
⑭ 労災・公災による障害補償給付等	
⑮ 特別児童扶養手当	<b>令和5年</b> の受給額がわかる受診者の 認定通知等の写し
⑯ 障害児福祉手当	
⑰ 特別障害者手当	
⑱ 福祉手当	

### 3 申請書類の提出先・お問い合わせ先

<b>村山保健所</b> 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1203	<b>最上保健所</b> 保健企画課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1362
<b>置賜保健所</b> 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-22-3205	<b>庄内保健所</b> 子ども家庭支援課 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5657

※山形市保健所では、指定難病医療費助成のお問い合わせは受けられませんので、山形市に住  
民票がある方は、「村山保健所」にお問い合わせください。

＜山形県健康福祉部障がい福祉課＞